

看護師が臨床で感じている倫理的問題

～3年目看護師の事例からの分析～

Ethical problem that nurse feels by clinical

看護倫理委員会 塩原まゆみ 青柳美恵子 中西美佐穂 斉藤昭子 新倉千恵子
紅谷順子 大澤薫 山下浩美 嶋田廣子 由上恵子

<要旨>

倫理委員会の発足から6年、事例検討会等を開催して活動を継続してきた。今年事例検討会を通しての委員会活動の浸透状況を評価する時期に入っていると考え取り組みを行った。そして今回3年目看護師が研修で取り組んだ事例を用い分析する事で、看護師の倫理的感性は養われてきていると予想できた。また今後の委員会活動の方向性を導き出す事ができたと考える。

<キーワード>

倫理的感性 事例検討 3年目看護師

I. はじめに

看護部倫理委員会が発足し今年6年目となる。委員会では看護師の倫理上の問題への感受性を高め、倫理的意思決定ができることを目標とし、年3～4回の看護倫理事例検討会や講義を開催してきた。杉谷らは「職場環境や倫理的風土、日頃からの倫理教育などの背景的要因が看護師の倫理的問題の捉え方や、問題への対処に少なからず影響を与えている」¹⁾と述べている。当院では、3年目看護師の研修の一環として、看護倫理研修と各部署での事例検討会を行っている。3年目看護師が臨床の場で感じている倫理的問題を分析することで、今後の委員会活動方向性を検討することに役立てられると考えた。

II. 研究方法・倫理的配慮

研究対象は倫理的背景を統一するために、当院に新卒で入職した3年目看護師とした。看護研究倫理委員会の承認を得た後、倫理的配慮として研究への協力は、本人の自由意志であり協力しなくても不利益が生じないこと、個人が特定できないことを説明し、協力を得た27事例に対し分析を行った。

研究方法は、日本看護協会の「看護師の倫理綱領」の条文<1. 尊厳の尊重 2. 平等な看護の提供 3. 信頼に基づいた看護 4. 知る権利、自己決定の権利の尊重・擁護 5. 守秘義務、個人情報の保護 6. 不適切な判断、行為からの保護、安全の確保>に合わせ、カテゴリー化し分類した。カテゴリー化するコードとして、綱領の項目1～6が適当と判断した理由は、1～6が「直接ケアに関わる人権尊重の行為（患者の人権）」を規定しており、項目7～15は「良質で倫理的看護ケアの環境を整えるための活動（専門職の規範）」を規定したものと考えたためである。

Ⅲ. 研究結果

条文	事例数	主な倫理的問題
1. 尊厳の尊重	23	・ 終末期の不十分な除痛・ 患者の生命や尊厳の尊重が不十分・ 処置時の不適切なプライバシーの保護・ 患児の意思尊重が不十分
2. 平等な看護の提供	20	・ ナースコールが頻回の患者に対応が偏る・ 医師の急患への対応の疑問・ 患者の性格で左右されるケア・ 理解が得られず患者が看護ケアを拒否
3. 信頼に基づいた看護の提供	21	・ 緊急入院の患者家族との信頼関係・ 医療者の対応への患者の不満・ 医療者への不信感・ 患者の暴言・ 暴力・ 医療者間での意見の相違
4. 知る権利・ 自己決定の権利の尊重・ 擁護	22	・ 患児の自己決定権・ 拒否を選択する権利の尊重・ 患者の意思の確認不足・ 不十分な説明の中での自己決定・ 興奮、せん妄状態患者の身体拘束に関する自己決定・ 自己決定できる時期を逸した
5. 守秘義務・ 個人情報の保護	9	・ 大部屋での患者と医療者の会話・ 個室隔離であることで特別視される・ 患者間の訪問
6. 不適切な判断、行為からの保護・ 安全の確保	19	・ 体動センサーの装着・ 興奮、せん妄状態患者の身体拘束・ 危険防止策を拒否後の身体損傷・ 転倒防止のための付き添い歩行

IV. 考察

今回3年目の看護師の事例を分析する中で、同意を得られた事例は全て倫理的問題を含んでいた。このことから、3年目というこの年代では倫理的問題に気づく感性が養われてきているものと考えられる。

その中でも、身体拘束、患者の意思の尊重、に関することを問題として捉える事例が多いのは、「まず治療、生命の維持を優先する」という急性期医療を役割としている施設背景があるものと考えられる。

また、条文1、2、3、4、6に関する問題が多くあげられている。

今回分析した事例は、どれも一つの事例に多くの倫理的問題を含んでおり、一つの問題にぶつかった時、さまざまな方向から分析し、考え、判断していくことの大切さを改めて明示していると考えられる。委員会の事例検討会の中で、多様な価値観を知り、より多くの想いを感じる事が役に立っていると思われる。

V. 結論

今回は3年目看護師の事例からの分析であるため、当院看護師全体の傾向と捉えるには限界がある。しかし、それぞれの部署で検討会を行っていることを考えると、信大病院看護師の倫理的感性は養われてきていると予想される。また、現在行われている委員会主催の事例検討会は、事例中の人物の立場による考え方、検討会参加者の価値観の違いを理解することに焦点を当てていたこともあり、「どこに働きかければ良いか」までを検討するに至っていなかった。そこで、今後の委員会活動としては、倫理綱領の理解を深めること、倫理的問題に対する解決技能を高めるための教育について検討していく必要があると考える。

VI. 引用文献

- 1) 医療人権を考える会：『看護者の倫理綱領』で読み解く ベッドサイドの看護倫理事例 30、杉谷藤子監修、P115、日本看護協会出版、2007